

令和5年度

自治会長会議

と き 令和5年5月17日（水）午後6時30分から

ところ 文化の杜交流館コモッセ 講堂

鹿 角 市

第7次鹿角市総合計画 将来都市像

ふるさとを誇り

未来を拓くまち 鹿角

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 職 員 紹 介
- 4 連 絡 事 項
- 5 意 見 交 換
- 6 閉 会

「鹿角市民憲章」

わたくしたちは、緑と水の映えるまち鹿角の市民です。

鹿角市は豊かな伝統と美しい自然に恵まれ、発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、自然と文化の調和をはかり、自由と責任を重んじ、みんなのしあわせと永遠の平和を願いこの憲章を定めます。

（昭和49年11月3日制定）

- 1 自然をいたわり 美しくきれいなまちをつくります。
- 2 健康で働き 活気のある楽しいまちをつくります。
- 3 親切をつくし 愛情ゆたかなまちをつくります。
- 4 きまりを守り 安全で明るいまちをつくります。
- 5 教養を高め うるおいのある文化のまちをつくります。

目 次

◎自治会長への連絡事項

[総務部関係]

1. 防災情報の多重化について（総務課）・・・・・・・・・・ P 1
2. 自主防災組織育成事業について（総務課）・・・・・・・・ P 1
3. 避難行動要支援者名簿について（総務課）・・・・・・・・ P 2
4. 第7次鹿角市総合計画について（政策企画課）・・・・・・ P 2
5. 移住コンシェルジュの活動について（政策企画課）・・・・ P 2
6. 結婚新生活支援補助金について（政策企画課）・・・・・・ P 3
7. 山林の地籍調査について（財政課）・・・・・・・・・・ P 3

[市民部関係]

1. マイナンバーカード出張申請の受付について（市民課）・・・・ P 4
2. 地域づくり協議会等事業への参加について（生活環境課）・・・・ P 4
3. 自治会に対する支援について（生活環境課）・・・・・・ P 4
4. 鹿角市消費生活センターについて（生活環境課）・・・・・・ P 6
5. 高齢者へのバス運賃助成について（生活環境課）・・・・・・ P 6
6. 地域乗合交通について（生活環境課）・・・・・・・・・・ P 6
7. 空き家等の実態調査について（生活環境課）・・・・・・・・ P 6
8. 空き家等の適正管理について（生活環境課）・・・・・・ P 7
9. 墓地調査について（生活環境課）・・・・・・・・・・ P 7

[健康福祉部関係]

1. 健康づくりガイドについて（すこやか子育て課）・・・・・・ P 8
2. 会食サービス事業について（あんしん長寿課）・・・・・・ P 8
3. 高齢者世帯等の間口除雪の支援について（あんしん長寿課）・・・・ P 8
4. 地域生き生きサロン推進事業について（あんしん長寿課）・・・・ P 8
5. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更について
(新型コロナウイルス感染症対策室)・・・・ P 8

[産業部関係]

1. 地域の農業を話し合う「地域計画」について（農業振興課）・・・ P 9
2. 多面的機能支払交付金事業について（農地林務課）・・・ P 9
3. 熊による被害防止対策について（農地林務課）・・・ P 9
4. 森林経営管理制度について（農地林務課）・・・ P 9
5. 緑の募金について（農地林務課）・・・ P 9

[建設部関係]

1. 市道等の管理について（都市整備課）・・・ P 10
2. 安全安心住まいづくり事業について（都市整備課）・・・ P 10
3. 木造住宅耐震診断支援事業について（都市整備課）・・・ P 10
4. 合併処理浄化槽設置整備事業について（上下水道課）・・・ P 11

[教育委員会関係]

1. チャレンジデー2023について（スポーツ振興課）・・・ P 12
2. 第97回全日本学生スキー選手権大会（インカレ）について
(スポーツ振興課)・・・ P 12

[消防本部]

1. 地域防災力向上について・・・ P 13
2. 消防団組織の改編について・・・ P 13
3. 十和田分署の更新事業について・・・ P 13

◆自治会との共働指針（自治会と市とのパートナーシップ）

- 自治会と市との共働のイメージ・・・ P 15
- 共働に関する取組内容・・・ P 16
- 広報等印刷物の配付のお願い・・・ P 20
- 自治会での役割分担が必要と思われる事項・・・ P 22
- 自治会等地域コミュニティが実施主体となる助成事業概要一覧・・・ P 23

自治会長への連絡事項

〔総務部関係〕

1. 防災情報の多重化について（総務課）

災害時にはあらゆるリスクが発生するおそれがあることから、複数の情報伝達の手法を整備していますので、ご活用願います。

（１）鹿角市メール配信サービス

登録者に対して、大雨等の気象警報や地震、火災情報のほか、災害発生時の避難所開設情報や避難勧告等の情報を配信しています。有事に備え、鹿角市メール配信サービスへの登録をお願いします。

次の登録用アドレスに空メールを送信すると、登録用のメールが返信されますので、画面に従い入力していくと登録することができます。

e-kazuno@xpressmail.jp



（２）防災ラジオの配付について

災害時の情報伝達手段として、地域における避難行動の中心的な役割を担う事になる自治会長や民生・児童委員などに防災ラジオを配付しています。

自治会長が交代された場合には、その都度、防災ラジオを引き継いでいただいていますので、適切な管理をお願いいたします。また、新たに登録された避難行動要支援者に配付いたしますが、一般の方にも有償での貸し出しを行っておりますので周知願います。

2. 自主防災組織育成事業について（総務課）・・・資料1

災害に強いまちづくりを目指し、地域住民による自主的な防災組織の設立及び活動を支援します。

新たに自主防災組織を設立された団体に対し、災害時に活動するための資機材購入費用に対する支援を行っているほか、防災訓練などの活動に対する支援も行っていますので、総務課危機管理室までお問い合わせください。

3. 避難行動要支援者名簿について（総務課）

昨年度、自治会及び民生委員の方々からご協力をいただき、避難行動要支援者名簿の更新作業を行いました。災害時には、ご自身とご家族の安全確保を第一としながら、要支援者の避難支援についてご協力をお願いいたします。

なお、本年度から個別避難計画に基づく避難支援者を対象とした傷害保険及び損害賠償保険に加入することとしていますので、災害時における避難支援の際にケガなどの事故が発生した際は、総務課危機管理室までお知らせください。

4. 第7次鹿角市総合計画について（政策企画課）

「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」を将来都市像として、第7次総合計画を進めています。

令和5年度は、前期5か年計画（R3～R7）の3年目であり、市民ニーズを把握しながら取組みを強化してまいります。

そのため、6月に市民900人を対象に市民アンケートを実施しますので、調査票の配付にご協力をお願いします。

5. 移住コンシェルジュの活動について（政策企画課）

移住コンシェルジュが、移住者を支援する「NPO法人かづのclassy（クラッシー）」と連携し、引き続き職場体験等を取り入れながら移住を促進します。

これまで以上に地域との連携を深めていきたいと考えていますので、以下の項目について皆様のご協力をお願いします。

○自治会内の移住者への声掛け・見守り

○空き家データベース登録物件の紹介

○「NPO法人かづのclassy」への協力・参加

➤ 参考 移住者データ（R5.3.31現在）

【地区別】

地区 年度	花輪	十和田	尾去沢	八幡平	合計
H27～30	47 世帯	27 世帯	9 世帯	16 世帯	99 世帯
R1	19 世帯	11 世帯	6 世帯	2 世帯	38 世帯
R2	18 世帯	11 世帯	1 世帯	9 世帯	39 世帯
R3	18 世帯	7 世帯	3 世帯	8 世帯	36 世帯
R4	24 世帯	12 世帯	2 世帯	4 世帯	42 世帯
合計	126 世帯	68 世帯	21 世帯	39 世帯	254 世帯

【名数（年代別）】

年代 年度	10代 以下	20代	30代	40代	50代	60代 以上	合計
H27～30	30名	47名	46名	14名	13名	19名	169名
R1	6名	14名	9名	8名	5名	14名	56名
R2	9名	16名	17名	5名	3名	11名	61名
R3	16名	16名	10名	12名	3名	5名	62名
R4	9名	19名	9名	5名	10名	10名	62名
合計	70名	112名	91名	44名	34名	59名	410名

6. 結婚新生活支援補助金について（政策企画課）

夫婦として新たな生活をスタートしようとする世帯を対象に、婚姻に伴う住宅購入や賃借、リフォーム、引っ越しにかかる費用を補助します。自治会内で該当するご夫婦がおられたら、周知をお願いします。（令和4年度実績：5組）

【対象者】

- ・令和5年3月1日以降に婚姻届出
- ・夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得500万円未満 など

【補助額】

- ・上限30万円、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円

7. 山林の地籍調査について（財政課）・・・資料2

地籍調査が未実施の山林について、調査を希望又は地域の要望がある自治会は財政課までご連絡ください。

〔市民部関係〕

1. マイナンバーカード出張申請の受付について（市民課）・・・資料3

自治会へ市職員が出向き、マイナンバーカードの交付申請を受け付けます。出張申請には条件がありますので、お申し込みの際にご確認ください。

実施期間：令和5年5月～令和6年2月末まで（※土日・祝日も出張します）

※マイナンバーカードの申請に必要な顔写真撮影は無料です。

※自治会へのお出張申請を希望する場合は、市民課へお問い合わせください。

※令和5年3月31日現在の申請率は、75.25%、交付率は67.9%です。

2. 地域づくり協議会等事業への参加について（生活環境課）・・・資料4

各地域づくり協議会等では、従来からの地域づくり事業や生涯学習事業などに加えて、令和4年度から、地域の課題についてテーマを定め、地域住民が語り合う「地域づくりミーティング」を開催しています。今年度も継続開催の予定ですので、自治会員の参加にご配慮いただき、協議会等の活動を支援くださるようお願いいたします。

3. 自治会に対する支援について（生活環境課）・・・資料5

（1）自治会館建設事業費補助金

自治会館の新築・改築・増築・改修事業に対して、費用の一部を支援しています。令和6年度に補助金を活用する計画がある場合は、9月末までにご相談ください。

改修事業については、いずれも対象事業費の1/2以内で①補助の上限額が100万円で利用制限10年、②補助の上限額が50万円で利用制限5年の2種類があり、状況に応じてご利用ください。

なお、自己資金が必要となりますので、総会に諮る等、あらかじめ自治会内での十分な協議にご留意ください。

【令和4年度実績】改修事業：10自治会

【改修事例】屋根・外壁塗装、上下水道改修、トイレ改修、土台改修、台所改修、床張替等

（2）自治会元気づくり応援補助金

自治会の元気づくりにつながる活動や事業に対して支援しています。申請額が予算額に達した場合は、次年度以降の認定・交付となりますので、ご了承ください。

【令和4年度実績】7自治会

福祉事業：1自治会（椅子、テーブル購入）

環境整備事業：4自治会（ごみ集積箱修繕及び購入、掲示板購入）

文化事業：2自治会（太鼓修繕、浴衣・帯購入）

（３）コミュニティ推進事業費補助金

一般財団法人自治総合センターが宝くじの売り上げを原資に、市を通じて自治会等に対して支援しています。自治会活動に必要な備品等の購入に利用できる一般コミュニティ助成と、自治会館の新築に利用できるコミュニティセンター助成があります。詳細については生活環境課までご相談ください。

【令和４年度実績】４団体（備品購入）

【主な購入備品】エアコン、テレビ、ＢＤプレイヤー、カラオケセット、椅子、テーブル、冷蔵庫、物置（アンカー工事を伴わないもの）等

（４）集落支援員によるサポート

自治会と協力しながら「状況調査」や「話し合い」を行い、それぞれの自治会の状況に応じた地域課題の解決や活性化に向けた取組みを『集落支援員』がサポートします。

世帯数が５０世帯以下の自治会を対象に、地域の課題や資源等の現状を把握する「状況調査」やその調査結果を基に「話し合い」を順次実施する予定としていますので、ぜひご活用をお願いします。

（５）集落活動応援事業費補助金

世帯数がおおむね５０世帯以下の小規模な自治会を対象に、集落支援員と連携して各自治会における課題解決や活性化に向けた自主的な取組みを支援するため、計画づくり（計画策定事業）と計画に基づく実際の活動（活動事業）に対して支援しています。

補助金を活用した取組みを検討される自治会は、生活環境課までご相談ください。

【令和４年度実績】活動事業：４自治会

【実施事業】湧水桝の改修、テント・テント幕・浴衣購入、林道整備等

（６）認可地縁団体による不動産の登記について

認可地縁団体が所有する自治会館や会館敷地等の不動産について、従前の登記名義人が行方不明もしくは死亡している場合等であっても、認可地縁団体名で登記することができる場合があります。詳細については、生活環境課までご相談ください。

（７）自治会と市とのパートナーシップについて

自治会との共動に関する指針について、１４ページ以降をご参照ください。

4. 鹿角市消費生活センターについて（生活環境課）

生活環境課内に「鹿角市消費生活センター」を開設しています。身に覚えのない請求や強引な勧誘等、消費生活全般に関するトラブルでお困りの際は、お気軽にご相談ください。

また、近年増加している特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）や過去に特殊詐欺の被害にあった世帯を対象に、通話録音装置の無料貸し出しを行っています。詳しい手続きについては、生活環境課までお問い合わせください。

5. 高齢者へのバス運賃助成について（生活環境課）

①70歳以上の方、または②運転免許証を返納した方は、路線バス回数券及び定期券を2割引きで購入できます。購入時、各バス会社に健康保険証等年齢確認ができるもの（②の方は運転経歴証明書）をご提示ください。

6. 地域乗合交通について（生活環境課）

公共交通が不便な地域において、移動手段確保のために地域住民が主体となって、地域乗合交通（タクシー等）の運行に取り組む自治会に対し、運行経費の一部を助成します。

詳しい手続き等については、生活環境課までご相談ください。

【実施地域：上野、根市戸】

7. 空き家等の実態調査について（生活環境課）

市では空き家等の適正管理や利活用等、今後の空き家対策についての基礎資料とするため、市内全域を対象として5年に1度の空き家等実態調査を実施します。

調査期間中は、市が委託した業者が調査員として空き家を調査します。原則、外観目視調査となりますが、場合によっては近隣の方々から聞き取りをさせていただくこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

8. 空き家等の適正管理について（生活環境課）

所有者等が適切に管理せず、周辺への危険性が高い空き家については、市が所有者等に対して助言や指導を行い、適正管理を促します。空き家に関する情報や相談がありましたらお知らせください。

なお、市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が最も高いと判断された空き家を解体及び撤去する場合に、撤去費用の1／2を助成します。

補助対象は、適正管理レベル3（上限額50万円・市県民税所得割が課税されていない世帯は上限額70万円）に加え、適正管理レベル2の一部（上限額30万円）としています。解体前に申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

9. 墓地調査について（生活環境課）

今年度、市内の墓地管理台帳を更新するため、墓地調査を行います。墓地の管理に関しては、管理者等が変更になった場合は届け出をする必要があります。

6月頃を目途に、自治会長宛に調査票をお送りしますのでご協力をお願いします。

[健康福祉部関係]

1. 健康づくりガイドについて（すこやか子育て課）

各種がん検診や健康診断の申込方法、予防接種や乳幼児健診などの日程等を掲載した令和5年度健康づくりガイドを広報4月号と一緒に配付しています。特にがん検診の申込は5月末で一度締切となりますので、ご確認いただき、ご不明な点はすこやか子育て課までお問合せください。

2. 会食サービス事業について（あんしん長寿課）

65歳以上の高齢者を対象に地域交流や高齢者のネットワークづくり、生きがいを促進するため、自治会等で行う昼食交流会「わいわいランチ」の活動に対し支援をしています。（弁当 1食あたり400円）

また9月～10月を敬老月間と定め、自治会単位で開催する敬老会など、高齢者の長寿のお祝いにも（弁当 1食あたり1,000円まで）1回限り利用することができます。詳しくは鹿角市社会福祉協議会（23-2165）までお問合せください。

3. 高齢者世帯等の間口除雪の支援について（あんしん長寿課）

高齢者世帯等の日常生活を維持するため、自治会で高齢者世帯の間口除雪を行う場合には作業費を支給する制度がありますので、あんしん長寿課までお問合せください。

4. 地域生き活きサロン推進事業について（あんしん長寿課）

自治会館等を活用し、介護予防に取り組む団体（自治会等）・個人等の活動に対して、運営費等を支援します。

週1回以上もしくは年間40回以上の集いの場を開催する『地域生き活きサロン』、又は月1回以上もしくは年間20回以上の集いの場を開催する『あっとホーム』の開設に対して立ち上げ費及び運営費を支援します。詳しくはあんしん長寿課までお問合せください。

【令和4年度地域生き活きサロン実績】25団体（うち新規3団体開設）

5. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更について

（新型コロナウイルス感染症対策室）・・・資料6

5月8日以降は季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、資料のとおり対応が変わります。マスク着用は自己判断となっていますが、引き続き状況に応じた感染予防対策をお願いします。

〔産業部関係〕

1. 地域の農業を話し合う「地域計画」について（農業振興課）・・・資料7

高齢化や人口減少を背景に、地域での農業者の減少、遊休農地の増加が進んでいます。地域の実情を踏まえ、地域の農地利用の将来像を定める「地域計画（旧：人・農地プラン）」の作成を行います。計画の策定に向け、農家集落を対象に順次話し合いを行いますので、ご協力をお願いします。

2. 多面的機能支払交付金事業について（農地林務課）・・・資料8

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が中心となり、農地や農業用水路等の維持管理、植栽による景観形成等といった良好な農村環境の保全に対する取り組みを支援します。新たに実施を検討する自治会がありましたら、ご相談ください。

3. 熊による被害防止対策について（農地林務課）

ツキノワグマの出没や農作物被害を減らしていくには、地域に熊を寄せ付けないよう、長期的な視点からの市民個々における対策が必要です。市民自らができる被害防止対策や地域活動についてのご相談、説明会等の開催を希望する自治会はご相談ください。

《熊の目撃及び被害発生時》

※市農地林務課もしくは鹿角警察署(23-3321)へ通報してください。

※緊急性が高い場合や人命に関わる場合は、110番もしくは119番へ通報してください。

4. 森林経営管理制度について（農地林務課）・・・資料9

「森林経営管理法」に基づく新たな森林経営管理制度により、令和元年度から管理計画や施業が行われていない森林所有者への意向調査を順次進めていますが、今年度は花輪の長野地区と十和田の草木地区の森林所有者を対象に行う予定としています。

意向調査により森林所有者自らが「経営管理できず市に委託したい」と回答があった森林については、現地調査等を行いながら、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市直営による管理等、今後の管理方法を定めた計画の策定作業を行ってまいりますので、関係自治会の方々のご協力をお願いします。

5. 緑の募金について（農地林務課）

地球温暖化、災害の防止、水や空気をきれいにするため、皆様からいただいた「緑の募金」によって森づくり・緑化活動を行っています。今年度も、広報5月号に合わせて緑の羽根を配付していますのでご協力をお願いします。

〔建設部関係〕

1. 市道等の管理について（都市整備課）

道路の改良や大規模な舗装修繕に関しては、自治会からの要望書等をもとに計画的に工事を進めています。維持管理経費の増加に伴い、要望への早期対応が難しくなっていますので、ご理解をお願いします。

パトロールを行いながら安全な交通確保に努めていますが、道路の穴ぼこや街灯の球切れ等を発見した際は、随時、都市整備課までご連絡ください。

また、自治会から普通河川及び市道の維持管理作業をしていただく際に資材を支給する制度がありますので、都市整備課までお問い合わせください。

2. 安全安心住まいづくり事業について（都市整備課）・・・資料10

安全で安心な住まいづくりのため、既存住宅の耐震性や住環境の向上のほか、子育て世帯や中心市街地活性化プラン対象地域に住み替える世帯の中古住宅購入費等の一部を支援します。また、今年度から本市の目指すカーボンニュートラルの目標達成に向け、断熱改修工事の補助要件を拡大しましたのでご活用ください。

① 耐震改修事業：工事費の30％ 上限50万円

② 住環境向上対策事業：工事費の20％ 上限10万円

※通常のリフォーム工事は、高齢者・子育て世帯のみが対象となります

③ (新)脱炭素化促進事業：工事費の20％、上限20万円

④ 子育て応援下水道加入促進事業：工事費の50％ 上限30万円

⑤ 子育て応援中古住宅活用事業：中古住宅の購入及び改修工事費の20％
上限50万円

⑥ まちなか居住促進事業：中古住宅の購入及び改修工事費の20％
上限50万円

3. 木造住宅耐震診断支援事業について（都市整備課）・・・資料11

耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施します。

- ・自己負担額は定額1万円です。
- ・市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅であることが条件になります。

4. 合併処理浄化槽設置整備事業について（上下水道課）

生活排水による河川等の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助しています。また、設置と併せて行う既存の単独処理浄化槽や汲み取り槽の撤去費用に対しても補助します。水洗化による快適な生活を送るため、ぜひご利用ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。また、上下水道課までお問い合わせください。

【該当地域】 下水道事業認可区域以外及び農業集落排水事業区域以外の地域

【補 助 額】 5人槽 390,000円

 7人槽 474,000円

 10人槽 660,000円

〔教育委員会関係〕

1. チャレンジデー2023について（スポーツ振興課）・・・資料12

【日 時】 令和5年5月31日（水） 午前0時～午後9時

【会 場】 鹿角市内

【対 象】 全市民

【オープニングイベント】 （大湯環状列石）

※各市民センター及びスポーツセンターにおいて多様な教室を開催します。

※広報5月号にあわせてチラシ全戸配布済です。（参加報告様式が添付されており、各市民センター備え付けボックスへの提出及びファックス等による報告が可能です。）

※参加報告様式を提出した方の中から抽選で10名様に対戦自治体（北秋田市）の特産品をプレゼントします。

※各自治会においても、ラジオ体操やウォーキング等に取り組んでいただくようお願いいたします。

当日は、電話にて実施状況（人数の概算）を確認しますので、各市民センターに電話連絡をお願いします。連絡がない場合は、自治会での参加はなかったものといたします。

2. 第97回全日本学生スキー選手権大会（インカレ）について（スポーツ振興課）

【日 時】 令和6年2月中旬

【会 場】 花輪スキー場

※今年度で5年連続開催となります。選手・監督等、約1,800人が来市する予定です。地元選手の出場も予定されています。

[消防本部]

1. 地域防災力向上について

総務課危機管理室、消防団と連携しながら、地域防災力の向上のために自主防災組織の育成、指導に取り組んでいます。訓練実施を希望する場合は、消防本部へご連絡ください。

令和4年中の市内での火災件数は25件、前年比で7件増となっています。火災種別では建物火災が8件、林野火災が8件で火災全体の64%を占めています。特に春、秋は空気が乾燥して火災が発生しやすいため、火災予防意識の啓発を目的に、日常業務においても消防車両が警鐘を鳴らして走行していますので、ご理解をお願いします。

2. 消防団組織の改編について

人口減や少子高齢化等により年々減少傾向にあることから、魅力ある消防団の姿や消防力を維持するため、地域の実情を考慮のうえ、消防団組織の見直しを行う必要があります。

現在、消防団長及び副団長をはじめとする各地区の幹部の意見を取り入れて、消防団員の定数見直しや施設・車両等の適正配置等、消防団組織の改編を計画しているところであり、今年度中に各地区で同計画案の説明会を開催したいと考えています。

3. 十和田分署の更新事業について

現十和田分署は、昭和50年の整備以降、築48年が経過しており、経年劣化による老朽化が著しいことから、現在、耐震診断業務を実施しています。

今年度は、耐震診断の結果を踏まえて、事業規模やスケジュール等について、説明会を開催したいと考えています。

自治会との共動指針

自治会と市とのパートナーシップ



市では、「共動」の理念に基づき、自治会の皆様と連携し、役割分担しながら地域の課題やニーズに対応し、よりよい地域社会を構築していきたいと考えています。

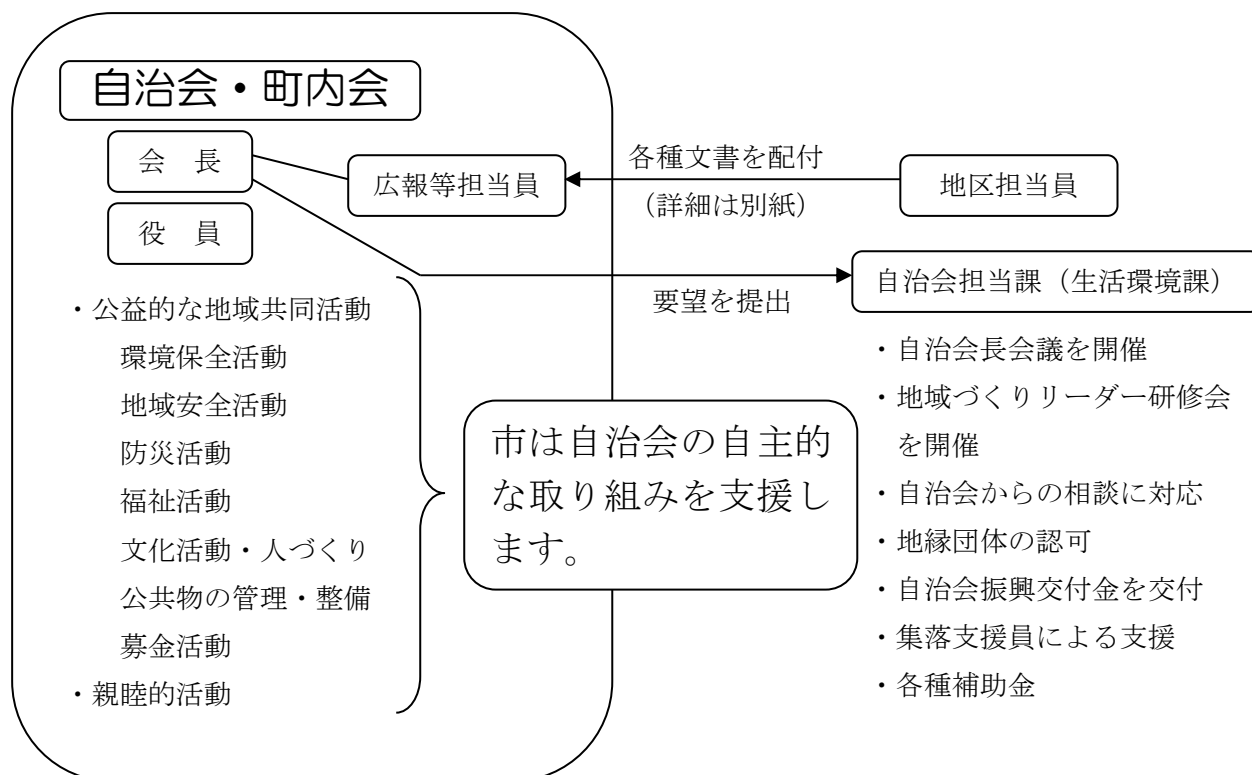
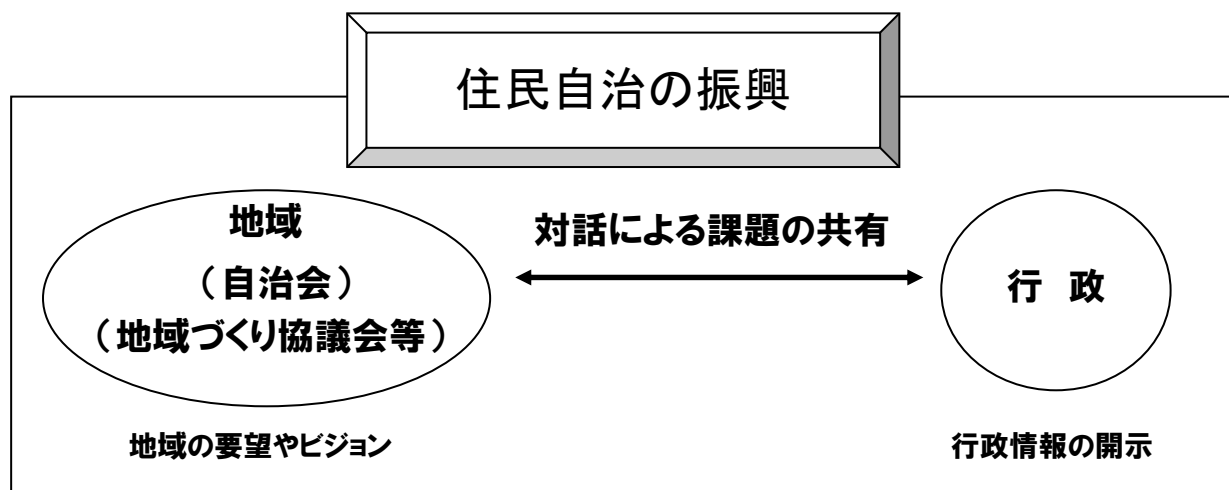
従来からも、さまざまな形で自治会のご協力をいただきながら行政運営が行われてきましたが、地域内での日々の暮らしの身近なことは、住民同士の基礎的なネットワークである自治会との「共動」が欠かせません。

市民部生活環境課 コミュニティ推進班
電話 30-0202

自治会と市との共働のイメージ

よりよい地域社会を築くためには、市民一人ひとりが地域の在り方を考え、主体的に行動に移すことが大切です。地域のつながりを原動力とする自治会は、その想いを結集し、市と連携・協力してともに支え合う地域社会の構築に取り組むことができます。

市では、地域の皆様と情報を共有することが「住民自治」の確立につながると考えており、相互の情報提供や話し合いを行いながら、市と地域が協力して様々な取り組みを進めています。



共動に関する取組内容

【環境保全活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
指定不用品収集への協力 (指定品目以外のものの持ち込み防止等)	指定不用品の収集（春・秋） (担当：鹿角広域行政組合)
ごみ集積所の維持管理	ごみの定期的な収集 (担当：鹿角広域行政組合)
クリーンアップ （4月29日他随時） (春の清掃週間…4/23～4/29) (秋の清掃週間…9/18～9/24) ※クリーンアップを実施する自治会等にはごみ袋や土のう袋を提供しますので、申込〆切までに生活環境課にて手続きをお願いします。	ごみ袋・土のう袋の提供 自治会や老人クラブ、事業所等組織的に行う場合に限ります。(担当：生活環境課)
その他の環境保全活動	環境保全活動用備品の貸出（小型除雪機、耕運機、刈払機、動力噴霧器） 害虫（アメシロ等）駆除用に動力噴霧器の貸出を行っています。各市民センターに申し込んでください。(担当：各市民センター)

【地域安全活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
道路除雪に係る雪押し場の確保	雪押し場が確保されることにより、スムーズな除雪作業が行えます。(担当：都市整備課)
危険箇所の連絡 ※緊急の場合は、状況に応じて警察や消防にも連絡をお願いします。	連絡先 (災害時：総務課危機管理室) (通常時：都市整備課／農地林務課／財政課等) 現地を調査のうえ対応します。
交通安全運動	関係機関と連携して運動を展開しています。 (担当：生活環境課)
防犯パトロール	鹿角市青色防犯パトロール隊による巡回パトロール (担当：生活環境課)
子どもたちの健全育成（声かけ運動）	声かけ運動 毎月5日（休日にあたる場合は休日明けの初日）に校門や付近の交差点で実施します。 (担当：教育委員会生涯学習課)

【防災活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
災害時の助け合い (初期避難等)	防災情報の伝達 防災情報伝達責任者等へメールにより、避難情報を提供します。(担当：総務課危機管理室) 避難所の開設・運営 (担当：生活環境課)
防災活動 (自主防災組織の結成、防災訓練)	自主防災活動事業の実施 (市単独事業) (担当：総務課危機管理室) 自主防災組織育成事業の実施 (コミュニティ助成事業) 防災活動に直接必要な設備等の整備を助成 (担当：総務課危機管理室)

【福祉活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯への配慮・見届け (巡回声かけ、冬季の除雪支援等)	小型除雪機の貸出 各市民センターに申し込んでください。各自で保険に加入することが条件です。 (担当：各市民センター) 市民ボランティアによる除雪支援活動 民生委員が除雪対象者を社協にお知らせしています。(担当：社会福祉協議会) 自治会による間口除雪等への支援 自治会が行うひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の間口除雪等に要する費用を助成します。 (担当：あんしん長寿課)
高齢者の生きがいづくり等 (わいわいランチ、福祉に関する行事等)	小地域福祉ネットワーク活動助成金 (担当：社会福祉協議会) 昼食交流会(わいわいランチ)への支援 自治会が高齢者の地域交流のために開催する昼食交流会のお弁当代へ支援します。自治会独自の敬老会にも利用可能です。 (担当：社会福祉協議会) 地域生き生きサロン推進事業の実施 (担当：あんしん長寿課) 自治会元気づくり応援補助金 自治会独自の敬老会の開催費用などに活用可能です。(担当：生活環境課)

【文化活動・人づくり】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
伝統芸能の維持伝承 (盆踊り、七夕、虫送り、風祭、トッコ、火伏せ、お日待ち等)	自治会元気づくり応援補助金 コミュニティ助成事業（備品整備） (担当：生活環境課)
各種レクリエーション活動・文化活動 (運動会、花見会、演芸会等)	自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 (担当：生活環境課)
学習活動 (自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等)	「どごさデモ」出前講座の実施 (担当：教育委員会生涯学習課)
人材の育成・登用	研修会の開催 地域づくりリーダー研修会を通じた研修を行います。(担当：生活環境課)

【公共物の管理・整備】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
地域の公園の管理 (草刈等)	管理委託 自治会や関連団体に委託しています。 (担当：都市整備課)
街灯の修理箇所の連絡 (電柱番号・目標物をお知らせください)	電球交換 (担当：都市整備課)
市道の維持管理 (草刈・穴埋め等軽易な修繕)	維持管理資材支給 自治会における市道及び河川の維持管理のために必要な資材（アスファルト合材、砂利、土のう袋）を支給します。利用する場合は申し込みが必要です。 (担当：都市整備課)
普通河川の維持管理 (軽易な修繕)	
法定外公共物の管理 (利用される皆様で管理をお願いします)	自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 (補助金担当：生活環境課) (管理担当：財政課)

【活動全般】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
自治会財産の自治会名義での登記	地縁による団体の認可 法人格取得に向けた相談に応じます。 （担当：生活環境課）
自治会館の建設・改修等 （補助金は要望順に対応しています）	自治会館建設事業費補助金 新築・改築・増築は会員世帯数や建築床面積によって補助金額が変わります。また、改修費に対しても補助金を交付しています。 （担当：生活環境課） コミュニティ助成事業 新築、大規模修繕の場合はコミュニティ助成事業が活用可能です。 （担当：生活環境課）
自治会活動の活性化	自治会振興交付金 自治会の基礎的な活動への交付金です。 自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 集落活動応援事業費補助金 集落支援員と連携して活性化に向けた計画づくりと策定した計画に基づく活動に活用可能です。 その他の助成金 →助成事業概要一覧（P23）参照 （担当：生活環境課等）
地域づくり（市民センター）協議会への参加・協力 （委員として協議会に参加いただき、各種事業にご協力ください）	各地域づくり（市民センター）協議会に対する支援 各協議会による市民センターの運営に対して支援をしながら、共に地域づくりを進めてまいります。 （担当：生活環境課・市民センター）

【募金活動】

種類	時期	募金の趣旨・方法等	担当課
緑の募金	5 月	国土緑化推進機構が行っており、募金は、公共施設や自治会館等の緑化事業に使われています。苗木配付の希望がありましたら、ご連絡ください。	農地林務課 森林経営管理班 TEL 30-0264
日本赤十字社	5 月	日本赤十字社は、国内外において災害救護活動や血液事業、医療事業等人道支援を行っていますが、その活動資金の確保のため、毎年 5 月を「赤十字運動月間」と位置づけ会費の募集に取り組んでいます。 赤十字奉仕団でもある婦人会に協力を依頼していますが、婦人会が組織されていない地域については、自治会に協力を依頼しています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
「青い羽根」募金	6 月 ～ 7 月	秋田県水難救済会が行っており、募金は、水難事故の根絶と水難事故防止意識の普及を図るための事業に使われています。	広域行政組合 消防本部（総務課） TEL 30-0253
「赤い羽根」共同募金	10 月	共同募金会が行っており、募金は、各社会福祉協議会等へ配分され、地域の福祉事業に使われています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
歳末たすけあい募金	12 月	共同募金会が行っており、募金は、生活に難儀している高齢者や障がい者等の方々に見舞金として贈呈されています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165

広報等印刷物の配付のお願い

市では、広報等の印刷物の配付を行う場合、自治会のご協力を得て、自治会の範囲をもとに設定した連絡区域ごとに、市内各戸に配付しています。

自治会に加入されている方は、自治会を通じて自宅に広報等の印刷物が配付されていますが、自治会に未加入の方は、最寄りの公共施設でお受け取りいただくか、もしくは自治会のご配慮により、広報等を届けていただいています。今後におきましても、自治会の特段のご理解とご協力のもと、できるだけ自治会員以外の方にも広報等を配付して下さるようお願いいたします。

【各種印刷物の配付】

配付回数は１２回の予定で、地区担当員による配付日は、原則的に月末（１日の前々日。土日、祝祭日に当たる場合はその前日）です。

発行号	配付日	発行号	配付日
５月号	４月２７日（木）	１１月号	１０月３０日（月）
６月号	５月３０日（火）	１２月号	１１月２９日（水）
７月号	６月２９日（木）	１月号	１２月２７日（水）
８月号	７月２７日（木）	２月号	１月３０日（火）
９月号	８月３０日（水）	３月号	２月２８日（水）
１０月号	９月２８日（木）	４月号	３月２８日（木）

配 付 物	発行回数等	発行機関
広報かつの	毎月	政策企画課
市議会だより	年４回	議会事務局
市民センターだより（各地区）	毎月	各市民センター
地域農業情報紙「あぐりぼうと」	年６回（奇数月）	農業農村支援機構 （農業振興課）
稲作情報紙「いね」（班回覧）	年７回（４～９月、１月）	鹿角農業指導者連絡協議会 （農業振興課）
県広報紙	年６回（奇数月）	秋田県
県議会だより	年４回	秋田県
社会福祉かつの	毎月	社会福祉協議会
交通災害共済加入申込書	２月	生活環境課
選挙公報	随時	選挙管理委員会
その他の配付物 イベント等に関するチラシの全戸配付または班回覧等を、都度 お願いすることがあります。 （できるだけ広報紙の記事として扱うよう努めています。）		

自治会での役割分担が必要と思われる事項

市をはじめ他の行政機関その他の公共的団体が、自治会との連携を図るため、委員等をお願いしています。参考までにそれらの役職を掲げますので、必要なものについて自治会内で役割を分担してくださるようお願いします。

※すべての自治会に該当するものではありませんので、あくまでも参考としてください。

項 目 名	内 容	関係機関
防災情報伝達責任者 (同代理)	防災情報（火災を除く。）のうち、緊急にお知らせしたい防災情報を電子メールでお知らせします。	総務課 危機管理室 TEL 30-0299
広報等担当員	広報等の毎月の印刷物は、予め自治会長から報告のあった広報等担当員に地区担当員がお届けします。	生活環境課 コミュニティ推進班 TEL 30-0202
農政推進員 (農業集落のみ)	経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、農業集落に農政推進員を配置しています。	農業振興課 ブランド作物推進班 TEL 30-0243
福祉員	社協と地域住民との福祉に関する情報交換、会費徴収のため、自治会ごとに福祉員を委嘱しています。 その他、福祉のまちづくり推進会議、研修会等が開催されます。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
民生委員・児童委員 (厚生労働省)	地域の方々の身近な相談相手として、また関係機関への橋渡し役として、自治会からの推薦に基づいて市が国に推薦し、国から委嘱されます。	福祉総務課 総務企画班 TEL 30-0233 (福祉保健センター内)

自治会等地域コミュニティが実施主体となる助成事業概要一覧

助成事業名	対象団体	対 象 事 業	助成額（助成率）	募集期限	事業主体
コミュニティ助成事業					
一般コミュニティ助成事業	地区住民のコミュニティ組織（自治会等）	次に掲げるコミュニティ活動に要する施設または設備の整備 ※建築物・消耗品は対象外 ①生活環境、美観維持 ②健康の管理・増進 ③生活安全確保の推進、防犯等 ④祭・運動会等 ⑤文化・学習活動 ⑥体育・レクリエーション活動 ⑦自治会館備品、情報伝達設備等	100～250 万円 (10/10)	前年 9 月頃 ※生活環境課 ☎30-0202	一般財団法人 自治総合センター
コミュニティセンター助成事業		①新築 (認可地縁団体名義での保存登記が必要) ②大規模修繕 (建築基準法第 2 条第 14 号に定めるもの。 抵当権等の権利関係が付着しておらず、登記名義人が単独の認可地縁団体（保存登記済み）となっているものに限る)	1,500 万円以内 (6/10)		
地域防災組織育成助成事業	自主防災組織	防災活動に必要な施設または設備の整備 ※建築物・消耗品は対象外	30～200 万円 (10/10)	前年 9 月頃 ※総務課危機管理室 ☎30-0299	
青少年健全育成事業	地区住民のコミュニティ組織（自治会等）	青少年（主として小中学生）が参加するイベント等	30～100 万円 (10/10)	前年 9 月頃 ※生涯学習課 ☎30-0292	

助成事業名	対象団体	対 象 事 業	助成額(助成率)	募集期限	事業主体
自治会館建設事業費補助金	自治会	自治会館の建設整備に要する経費 ①新築・改築 ②増築 ③改修 ④災害等やむをえない場合	＜新築・改築・増築＞ 建設補助単価坪 32 万円 （その他補助対象床面積・補助率は世帯数等で決定） ＜改修＞ 上限 100 万円／上限 50 万円（1／2）	前年の 9 月末までに、事前協議書を市に提出	生活環境課 ☎30-0202
自治会元気づくり応援補助金		自治会が実施する元気づくり事業（活動費） ①福祉事業 ②環境整備事業 ③文化事業 ④交流事業	※30 世帯以下 上限 15 万円（3／4） ※31 世帯以上 上限 10 万円（1／2）	随時受付、概要決定後に認定申請書を市に提出	生活環境課 ☎30-0202
集落活動応援事業費補助金	世帯数がおおむね 50 世帯以下の自治会	自治会の活性化に関する活動計画づくり	上限 10 万円 （10／10）	随時受付	生活環境課 ☎30-0202
		事業認定された活動計画に基づく自治会活性化活動	上限 50 万円 （10／10） ※複数の自治会で連携して行う場合は 100 万円まで	活動事業認定後随時	

助成事業名	対象団体	対 象 事 業	助成額(助成率)	募集期限	事業主体
地域乗合交通運行費補助金	自治会	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」の運行	路線の運送欠損額 (運行経費 －運賃収入) ※上限あり	随時受付	生活環境課 ☎30-0224
自主防災組織育成事業補助金 ※コミュニティ助成事業以外の自主防災組織補助事業（市単独事業）	自治会・自主防災組織	地域住民による自主的な防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費 ①自主防災計画策定事業 ②自主防災活動事業 ③自主防災用資機材等整備事業 ④自主防災組織育成事業	①上限 2 万円 (10/10) ②上限 3 万円 (10/10) ③上限 75 万円 (10/10) ※複数の自治会等の構成による自主防災組織の場合、上限 100 万円 ④上限 25 万円 (10/10)	随時受付	総務課 危機管理室 ☎30-0299
土のうストックヤード設置	自主防災組織	過去に水害等の被害を受けた地域等、設置を希望する自主防災組織が対象	ストックヤードの整備	随時受付	総務課 危機管理室 ☎30-0299